

第1期 小平市経営方針推進プログラム(令和3年度～令和6年度)進捗状況【令和3年度末】

第1回 経営方針推進委員会
資料1-② 令和4年7月11日

実施プログラムの「評価」欄の見方

S:年度当初予定以上に進捗 A:年度当初予定どおりに進捗 B:年度当初予定よりも遅れている

◆◇実施プログラム◇◇ 速やかに取組に着手する20項目のプログラムです。

No.	実施プログラム	主な取組の方向性	年度スケジュール				令和3年度当初予定 令和3年度設定目標(前年度末の状況)	これまでの取組実績	課題と今後の取組	評価
			取組項目	R3	R4	R5				

方向性1 地域資源によるサービスの実現

①	幅広い市民意見の収集	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査や無作為抽出型など、より広く多様な意見収集 新しい生活様式を踏まえた試行的な取組であるWEB会議や動画配信による意見聴取などによる市民参加 	<ul style="list-style-type: none"> より広く多様な意見の収集 試行的に取り組んでいる市民参加手法の成果と課題の整理 		<ul style="list-style-type: none"> 案件の内容や意見聴取時の社会情勢等にあわせた市民参加手法を適切に実施する。 市民参加手法の実施状況を踏まえた課題等の整理を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の対応等必要に応じて、動画配信やWEB会議を活用した意見交換などの市民参加手法を実施した。 新しい生活様式を踏まえた試行的取組の課題等の把握に努めるとともに、取組事例を庁内で共有し、適切な手法の活用を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市民参加等の事例を庁内で共有することで、案件の内容に応じた市民参加手法を実施していく。 WEB会議や動画配信など試行的な取組に対する課題等を整理しつつ、実施手法の一つとして定着させていく。 	A
②	公文書管理の適正化の推進及び歴史公文書の保存と利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公文書の管理や特定歴史公文書の保存、利用等の統一したルールを定めた小平市公文書等の管理に関する条例に基づき、適切に管理運営 4年間で歴史公文書の図書館への移管率が50%以上を目指す(令和3年4月1日現在:0%) 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内理解の促進 歴史公文書の図書館への移管 利用請求の開始 		<ul style="list-style-type: none"> 条例の施行に伴う公文書の管理に関する庁内研修を実施し、職員の理解の促進を図る。 歴史公文書を選別する基準について、令和4年度に小平市情報公開・個人情報・公文書管理審議会に諮問するため、基準案の作成を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の施行に伴う公文書管理制度の変更について、職員に対し説明会を開催した。また、文書法制通信を発行し、職員へ周知を行った。 条例の条文を解説するものとして「公文書管理条例の手引」を、実務上の留意点を解説するものとして「公文書管理運用ガイドライン」を作成した。 歴史公文書を選別する基準案の作成を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関ごとに実施機関特有の事務があるため、選別する基準の項目が各実施機関共通のものとなし、事務に応じたものと両方を組み込んで作成をする必要がある。 歴史公文書を選別する基準について、小平市情報公開・個人情報・公文書管理審議会に諮問する。 令和4年10月からの利用請求開始に向けて、利用規則の制定、目録作成等を行う必要がある。 令和4年10月から歴史公文書の図書館への移管を開始し、5年を目途に移管を行う。 	A
③	市民協働の更なる深化と発展	<ul style="list-style-type: none"> 市民や市民活動団体、NPO、ボランティア団体、自治会、民間事業者、大学等との協力・連携 特に若い世代向けの方策検討 4年間で市と協働で地域課題の解決に継続的に取り組む団体が4団体以上を目指す(令和3年4月1日現在:1団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 提示型公募・いきいき協働事業 こだいら人財の森事業 大学等との連携事業 職員に対する意識啓発 		<ul style="list-style-type: none"> 提示型公募事業及びいきいき協働事業を実施し、地域課題の解決と、参加や協働を通じた地域自治のまちづくりのさらなる推進を図る。応募団体5団体以上を目指す。(0団体) こだいら人財の森事業の利用拡大を図るため説明会や周知イベントを開催する。人財の森周知イベント2回を目指す。(2回) まちで楽しむやNPO体験セミナーなど大学生が地域に飛び出し活動する取組を引き続き実施する。大学生と地域の連携事業2回を目指す。(0回) 職員向けの研修を開催すると共に地域でのイベントや会合等への参加を促す。職員向け研修2回を目指す。(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 提示型公募事業及びいきいき協働事業を実施し、事業の募集を行ったところ6団体からの応募があった。 こだいら人財の森事業の利用拡大を図るイベントについては、著名人を講師に招き講演会を1回実施した。定員を超える申込があった。 まちで楽しむやNPO体験セミナーをオンラインで1回ずつ開催し、学生の地域活動を支援した。 職員向けの研修を2回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 提示型公募事業及びいきいき協働事業を引き続き実施する。 こだいら人財の森事業の利用拡大を図るイベントは、コロナ禍により1回の実施となった。イベントの開催に限らず日常的な周知、広報活動にも力を入れていく。 まちで楽しむやNPO体験セミナーなどは引き続きオンラインの利点を生かしながら実施する。 協働に対する更なる意識啓発のため、市民と職員の交流の機会を設ける。 	A
④	新たな地域コミュニティ拠点整備の準備	<ul style="list-style-type: none"> 小学校更新を契機とした公共施設複合化を進める中で、小学校を地域の核とした地域コミュニティ醸成に向けた体制等整備 小平第十一小学校の複合化を契機として、今後整備する地域コミュニティ施設の管理・運営の形態や、利用ルールを整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ施設の方向性の考え方の整理・公表 十一小更新の計画的な体制整備 地域コミュニティ施設の管理・運営形態・利用ルールの整理 		<ul style="list-style-type: none"> 公民館、地域センターにおける活動の類似性等に着目し、地域コミュニティ施設のあり方について検討する。また公共施設マネジメント推進計画において、「地域コミュニティ施設のあり方」が将来的な公共施設の配置にも影響を及ぼすため、令和3年度中に推進計画の改定と並行して検討を進め、公表する。 地域コミュニティ施設として(仮称)地区交流センターを小学校へ複合化することを示したうえで、整備方針を整理し「小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画」骨子案を5月に作成する。夏頃に素案を作成し、秋頃に基本計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ施設の方向性について、関係課と意見交換を行った。「公共施設マネジメント推進計画」(令和3年度改定)において、小学校の更新時期を捉えて地域コミュニティの拠点となる施設(仮称)地区交流センターを小学校に複合化(併設)する方針を明示した。 地域コミュニティ施設として(仮称)地区交流センターを小学校へ複合化することを示したうえで、整備方針を整理し「小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画」骨子案を5月に作成した。検討に時間を要したため素案は12月の作成となったが、市民意見公募手続(意見の件数39件)を経て、3月までに基本計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度末に改定・策定した「公共施設マネジメント推進計画」・「小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画」において示した地域コミュニティ施設の方向性について、関連する記載事項を抽出・整理して公表する。 (仮称)十一小地区交流センターは、新たな地域コミュニティ拠点の最初のモデルケースであるため、令和5年度から令和6年度ごろに想定している複合施設の基本設計に並行して、地域コミュニティ施設の管理・運営形態、利用ルール等の整理を行う必要がある。 	A
⑤	民間事業者の活用拡大	<ul style="list-style-type: none"> 民間の専門知識やノウハウなどを活用できる業務の内容等を確認、様々な分野で民間事業者を活用したサービスの向上及び効率化・安定化 公立保育園給食調理業務の効率化・安定化に向け、2園での取組を目指す(令和3年4月1日現在:0園) 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な分野への民間事業者活用拡大 公立保育園調理業務の効率化・安定化 		<ul style="list-style-type: none"> 新たな委託化等について、引き続き庁内調査を行い、拡大を推進する。 公立保育園調理業務において、民間事業者の活用を検討する。2園での取組を目指す。(0園) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者活用に特化した調査は行っていないが、No.8「事業の精査と見直し」の取組との関連において、個別施設の運営に係る民間事業者の参入可能性について事業者ヒアリングを行うなど、活用拡大に向けた研究を行った。 令和3年5月に「小平市における基幹園保育園の基本的考え方」を策定し、令和5年1月から大沼保育園、令和6年1月から小川西保育園において、給食調理業務委託を実施することを決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、少子高齢化が更に進展し、人口も減少局面を迎える見通しの中、民間活力を可能な限り積極的に活用し、適切な役割分担を進めながら、限られた行政資源を最大限、効果的・効率的に活用していくことが不可欠である。民間事業者の活用にあたっては、事業の性質等に応じて一定の類型化を行い、市民サービスの維持向上や、行政課題の解決に資する事業への導入について、他自治体の事例なども含め引き続き研究を進める。 公立保育園給食調理業務の効率化・安定化に向け、令和5年1月から大沼保育園、令和6年1月から小川西保育園において、給食調理業務委託を実施する。 	A

No.	実施プログラム	主な取組の方向性	年度スケジュール				令和3年度当初予定 令和3年度設定目標(前年度末の状況)	これまでの取組実績	課題と今後の取組	評価
			取組項目	R3	R4	R5				
⑥	指定管理者制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> これまでの導入事例検証を踏まえ、制度活用の考え方を再度整理したうえで制度の拡大 小川駅西口地区再開発に伴う公共施設での制度導入の検討 4年間で1施設以上の指定管理者制度導入を目指す(令和3年4月1日現在:合計46施設) 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度活用方針の改定 小川駅西口公共施設への指定管理者制度導入検討 		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の検証(令和2年3月作成)で挙げた指定期間やモニタリング等の課題について、指定管理者制度活用方針の改定等により方向性を示していくとしたことから、活用方針改定に向けて、他市の実施状況等について調査を行い、結果を整理する。 小川駅西口新公共施設への指定管理者制度導入について検討し、一定の方向性を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の検証で挙げた課題について、令和4年度の活用方針改定に向けて、令和3・4年度の2か年で情報収集・検討を行うこととし、課題の一部について、4月に25市へ実施状況等について調査を行い、6月に結果をまとめた。 小川駅西口新公共施設については、指定管理者制度の導入について、内部で検討を重ねた。 	<ul style="list-style-type: none"> 課題のうち調査が未実施の項目として、指定管理者制度の導入によるコスト削減効果とコストの評価について、指定管理者の特例選定(非公募)について、老朽化に伴う施設や設備の適切な修繕・更新について、利用料金制度以外のインセンティブについてが残っているため、今後の制度拡大に先立ち整理しておく必要がある。 小川駅西口新公共施設への指定管理者制度導入については、方向性を固めたうえで、導入に向けた具体的な検討を進める。 	A		

方向性2 将来に向けた財政運営・財産活用

⑦	使用料・手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 集会施設等の使用料の社会情勢を注視した見直し検討 保育料及び学童クラブ費の見直しや、駐車場の利用者負担の検討・実施 使用料・手数料について、定期的に見直しを行うことができる仕組みの構築検討 	<ul style="list-style-type: none"> 集会施設等の適正な料金設定等 保育料見直し 学童クラブ費見直し 定期的な見直しの仕組み検討 駐車場の利用者負担の検討・実施 		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束の観点から、市民生活への影響がある集会施設等の使用料の見直しを進めることができないため、社会情勢を注視しつつ、令和3年度は一時凍結とする。 保育料について、国や東京都からの法改正等の通知と他市の動向等を注視していく。 学童クラブ費の見直しについて、他市の状況等を把握するなど、検討に向けた準備を行う。 他の使用料・手数料の定期的な見直しに向けて、現状分析を行い、仕組みづくりを検討する。 駐車場の利用者負担について、施設所管課や他自治体などから基礎情報を収集し、方向性(案)を提示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を及ぼしている中、集会施設等の使用料の見直しについて令和3年度は一時凍結とした。 法改正により、令和3年6月及び令和4年3月に条例改正を行い、改正した内容に基づき、保育料の算定を行った。 学童クラブ費の他市の額、改定状況等を把握した。 「定期的な見直しの仕組み検討」に先行して、「集会施設等の適正な料金設定等」(利用者負担の見直し)を進める予定だったが、コロナ禍の影響を踏まえ利用者負担の見直しの検討を凍結したため、未着手となった。 公共施設に付帯する駐車場の利用者負担について、所管課への利用状況等の調査や民間事業者へのヒアリングを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末以降のコロナ禍による社会・経済情勢の大きな変化と市民生活への影響を踏まえ、集会施設等の使用料の見直しの検討再開については、新型コロナウイルス感染症の収束の状況等も見きわめながら改めて検討する。 使用料・手数料については、定期的に見直しを行うことができる仕組みの構築を検討する。 保育料について、国や東京都からの法改正等の通知と他市の動向等を注視していく。 スケジュール通り令和4年度に改定の検討、令和5年度に条例改正及び保護者説明を行う。 新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、使用料の改定に対するコンセンサスが得られるかが課題である。 各公共施設の性質や、立地状況、駐車場の規模などにより、駐車場の利用者負担の適否を判断する必要がある。そのうえで、民間事業者の参入を見込める需要の有無や、採算性の確保について情報収集と分析を進める。 	B
⑧	事業の精査と見直し	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の管理運営も含めた既存事業について、客観的な指標を用いて検証 「最小の経費で最大の効果」「組織及び運営の合理化」を基本的な考え方とし、見直し対象事業を抽出、統廃合・縮小・代替案への転換等に向けて取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の効率的な運営方法の検討 事務事業の見直し 抜本的な事業の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の時間帯別の利用状況等を整理し、検討の基礎資料としてまとめる。 平成30年度の行財政再構築推進委員会で取り上げた事務事業について、所管課と見直し手順等を精査したうえで、委員会に報告する。また、可能な限り令和4年度予算編成において反映させる。 財源確保に向けた見直し対象事業の抽出方法や手順を検討し、経営方針推進委員会に枠組み等を提案、委員会を中心とした対象事業の仕分けに着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主に地域住民等が利用する公共施設について利用状況のデータ収集等を行った。 平成30年度職員提案に基づく4つの事務事業の見直し実施内容について、縮小等の方向性を決定した。令和4年度予算における効果額は、約2,270万円となった。 行政評価を用いた事業見直しの枠組みを設定した。見直しの対象として抽出した58事業について、経営方針推進委員会からの仕分け提案を公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設においては、時間帯により稼働率に差がみられることから、コスト分析を行い、より効率的・効果的な運営方法について検討する。 令和3年度に見直し対象として取り上げた事業について、仕分け提案を踏まえた個別調整を進める。 人口減少、少子高齢社会の本格化、地球温暖化、災害の激甚化をはじめとした自治体を取り巻く事象に柔軟に対応し、持続可能な行財政運営を行っていくためには、財政負担の大きい事業を抜本的に見直し、突発的事象に対応しうる態勢を整える必要がある。この事業の抽出等について考え方を整理する。 	A
⑨	公有財産の売り払い及び貸付	<ul style="list-style-type: none"> 市民共有の財産である公有財産の適切な売り払いや貸付などにより、歳入の確保や歳出の削減 公有財産の売り払いにより毎年2千万円以上の収入を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産の売り払い 財産の新規貸付 		<ul style="list-style-type: none"> 廃道敷、廃滅水路並びにごみ集積所跡地の売り払いを実施する。 2千万円以上の売り払い収入を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産の売り払いとして、56件、1億4,331万888円の収入があった。このうち、令和元年度から実施しているごみ集積所跡地は51件、1,423万8,206円であった。 このほか、14件の有償貸付を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度はごみ集積所跡地以外の普通財産の売り払い額が多かったため目標を大幅に上回る実績があったが、令和4年度以降はごみ集積所の売り払いが中心となると見込まれるため、売り払いのための周知方法の工夫などを行う必要がある。 	A

No.	実施プログラム	主な取組の方向性	年度スケジュール				令和3年度当初予定 令和3年度設定目標(前年度末の状況)	これまでの取組実績	課題と今後の取組	評価
			取組項目	R3	R4	R5				
⑩	公共施設の将来配置に関する理解促進	・平成27年に策定した「小平市公共施設マネジメント基本方針」に掲げる「いつまでもわくわくする場をみんなで創ろう」という基本理念のもと、市制施行100周年(2062年)における公共施設の適正配置の取組について、市民とビジョンを共有	・小平市公共施設マネジメント推進計画(2022-2031)の策定及び説明会の実施	策定	実施	・6月頃までに公共施設マネジメント推進計画(2022-2031)骨子案を作成し、7月～8月に市民説明会を開催する。12月頃に素案を作成し、市民意見公募手続を経て、3月までに推進計画を策定する。	・5月に公共施設マネジメント推進計画(2022-2031)骨子案を作成し、7月～8月に計3回市民説明会を実施し、延べ28名(web参加3名含む)の参加があった。12月に素案を作成し、1月に計3回市民説明会を実施し、延べ15名(web参加2名含む)の参加があった。市民意見公募手続(意見の件数28件)を経て、3月に推進計画を策定した。	・公共施設の適正配置の取組について、市民とビジョンを共有できるよう、様々な手法により取り組んでいくことが必要である。	A	

方向性3 運営・業務執行体制の効率化

⑪	庁内会議の合理化	・庁内会議におけるオンラインツール等の活用の検討 ・現行会議の実施状況などを検証、運営方法の適正化	・庁内会議の運営方法の適正化	実施	・庁内会議に係る職員の意識調査により、現状の運営上の課題等を洗い出したうえ、迅速化や効率化に資するルールづくりを行う。	・会議録を作成する対象業務や作成時間に関する庁内調査を行い、取りまとめた。また、音声認識技術による会議録作成支援ツールを用いた実験を行うなど、活用可能性の検討を行った。 ・庁内会議における現行の実施状況などを検証し、運営方法の適正化を進めるため、構成人数や会議時間等の調査を行った。	・会議録作成支援ツールについては、会議の運営形態や求められる精度の違いに応じた活用方法の検討が必要であり、試行的な期間を設けて取り組んでいく。 ・職員の会議に対するコスト意識を高める取組が必要であり、個別の会議の見直しに係る調整と並行してルールづくりを進める。	A
⑫	文書の電子化・ペーパーレス化	・内部事務における押印の見直しとともに、文書管理システムによる電子決裁の対象範囲拡大 ・意識啓発を含め、会議でのペーパーレス化及び冊子等の電子化 ・4年間で電子決裁対象文書の電子決裁率90%以上を目指す(令和3年4月1日現在:62.3%)	・電子決裁対象範囲の拡大及び電子決裁率の向上 ・会議のペーパーレス化、印刷物の見直し	実施	・電子決裁を決裁区分が市長決裁までのものに拡大することについて、その方法や対象となる文書の分析・検討を行う。 ・通知の発出や研修の機会を通して、職員の電子決裁に対する意識の向上とその徹底の推進を図る。 ・会議における印刷物の見直しの検討に併せて、ペーパーレス化の可否についても検討する。 ・電子決裁率70%を目指す。(62.3%)	・電子決裁の対象を拡大することについて、文書管理システムの利用方法、対象文書の例外等に係る問題点を整理し、検討を進めた。 ・一部、庁内会議において紙資料の配付をやめるなどペーパーレス化を進めた。 ・押印の見直しについて、申請者等に押印を求める手続の約76%について、押印の義務づけを廃止した。 ・令和3年度末での電子決裁率72.8%。	・令和4年10月から電子決裁の対象を拡大することを目指し、対象文書の範囲、決裁ルートの設定方法等の運用ルールを定め、円滑な実施に向けて準備を行う必要がある。 ・No.11会議の合理化の取組と合わせて、会議におけるペーパーレス化を進める。 ・市で刊行する印刷物の精査を進める。	A
⑬	DXの推進(システムの標準化・共同化の推進)	・住民情報システムの自治体クラウド化により、導入・維持管理の費用削減、制度改正や更新時の負担軽減 ・今後、国が進める各種システムの標準化の検討 ・4年間で住民情報システムの自治体クラウド化による経常経費の削減率20%以上を目指す	・東村山市・東久留米市との住民情報システムの自治体クラウド化 ・事務手続、帳票類の標準化・共同化 ・国が進めるシステムの標準化	構築 実施 検討	・住民情報システム自治体クラウド化について、構築・検証を進め、令和4年1月から稼働する。 ・国が進める各システムの標準化について情報収集し、該当する所管課に対し、適切な情報提供をする。 ・事務手続、帳票類の標準化・共同化について「自治体DX推進計画」(令和2年12月総務省)の重点取組事項「自治体の情報システムの標準化・共通化」(令和7年度末目標)の取組に合わせ、検討する。	・住民情報システム自治体クラウド化について、構築・検証を進め、令和4年1月から稼働を開始した。 ・国が進める各システムの標準化について情報収集し、該当する所管課を対象に研修を実施する等適切な情報共有を行った。	・令和4年1月より住民情報システムの自治体クラウドによる運用を開始したことによる経費削減効果の検証に取り組む。 ・「自治体の情報システムの標準化・共通化」の部会等の推進体制を立ち上げ、令和7年度末を目標時期として移行に取り組む。併せて、事務手続、帳票類の標準化・共同化についても検討する。	A
⑭	DXの推進(オンライン申請等への対応)	・オンライン申請による手続の拡充やマイポータル等の活用を検討、各種証明書のコンビニエンスストア等での交付を実施 ・申請等のオンライン化で前年度実績以上を目指す(令和2年度実績:電子申請サービス18手続、マイポータル(びったりサービス)1手続)	・オンライン申請による手続の拡充 ・マイポータル等の活用 ・各種証明書コンビニエンスストア交付システムの構築、実施	対象選定 検討 構築 実施	・各種証明書コンビニエンスストア交付システムについて、構築・検証を進め、令和4年2月から稼働する。 ・介護保険業務に係る電子申請など、オンライン申請の対象手続を拡充する。 ・マイナポータルを活用した申請について、「自治体DX推進計画」(令和2年12月総務省)の重点取組事項「自治体の行政手続のオンライン化」(令和4年度末目標)の情報を収集し、所管課に対して適切な情報提供をする。	・各種証明書コンビニエンスストア交付システムについて、構築・検証を進め、令和4年2月から交付を開始した。 ・介護保険業務の3手続について、令和4年3月より電子申請サービスにて受付を開始した。 ・「自治体の行政手続のオンライン化」(令和4年度末目標)の情報を収集し、該当する所管課を対象に研修を実施する等適切な情報共有を行った。	・オンライン申請による手続の更なる拡充に取り組む。 ・「自治体の行政手続のオンライン化」において、マイナポータルでの申請受付を可能とする基盤の構築・検証を進め、令和4年度末までに転出・転入手続のワンストップ化や子育て・介護関連26手続の受付を開始する。	A
⑮	DXの推進(ICT活用による内部事務の効率化)	・定型作業を自動化できるRPAなどのICTの導入効果が見込まれる業務の洗い出しを進め、業務を効率化 ・1年に1業務以上、ICTを活用した業務を拡大	・庁内における導入事例及び効果の共有 ・対象業務の抽出及び導入	実施 実施・検証・実施	・RPAなどのICTの導入事例・効果について、庁内での共有を進める。 ・介護保険業務にRPAを導入するとともに、ICT活用による業務効率化に向けた対象業務の洗い出しと、所管課に対し、適切な情報提供をする。	・令和4年3月、介護保険業務にRPAを導入し、電子申請の受付データを紙に打ち出すことなく基幹システムへの入力が可能となった。	・引き続き、RPAなどのICTの導入事例・効果について、庁内で共有し、活用範囲の拡大を図る。 ・ICT活用による業務効率化に向けて、対象業務の洗い出しと、所管課における適切な情報共有を行う。	A
⑯	組織整備及び職員定数の適正管理	・社会ニーズや課題に柔軟に対応した組織の再編を行うとともに、業務内容に応じた任用形態を適用しながら職員を適正配置 ・令和3年度の職員定数と同水準の維持を目指す(令和3年4月1日現在:960人)	・組織再編の検討 ・職員定数の適正管理	検討 実施	・新たな行政需要に対応するための組織再編の検討を行う。 ・市民サービスの維持・向上を図ることを基本に、適正な定員の適正管理を行うとともに、民間活力の活用などの拡大を推進する。 ・職員定数960人を維持する。(960人)	・新型コロナワクチン接種や施設更新に伴う業務量の増加などに対応するため、これらの業務を所管する担当の増員を行った。 ・職員の置き換えその他の配置の見直しや、公立保育園の民間移行を見据えた退職に合わせた定員管理を行った。 ・令和4年度職員定員を958人とした。	・行政需要は絶えず変化しており、組織体制の整備について不断の検討が必要である。優先課題に的確に対応する組織整備を行う。 ・効率的・効果的な組織づくりを進めるため、民間事業者その他の地域資源やICTの活用の研究を並行して進める。	A

No.	実施プログラム	主な取組の方向性	年度スケジュール				令和3年度当初予定 令和3年度設定目標(前年度末の状況)	これまでの取組実績	課題と今後の取組	評価
			取組項目	R3	R4	R5				

方向性4 職員と職場の活性化

17	職員提案制度の見直し	・時代に合った柔軟な発想など、幅広い意見を生み出せる職員提案制度に向けた見直し ・職員提案の応募件数について、1年に15件以上を目指す(現状値:5件)	・職員提案制度に関する職員同士の意見交換 ・効果的な職員提案制度の検討・運用	実施 実施	・他のプログラムの推進と連動した職員提案の募集に向け、担当課との意見交換等を行う。 ・上記の実施とあわせた検証により、職員提案制度の効果を向上させるための方策を検討する。 ・職員提案の応募件数15件以上を目指す。(5件)	・財源確保策の取組に関係するテーマ設定など、担当間で検討を行った。 ・職員提案制度に関する職員向けアンケート調査を実施、課題の洗い出しやアイデアの収集を行った。調査結果を踏まえ、制度見直しの骨子を固めた。 ・令和3年度は職員提案制度の募集なし。	・従来制度においては、近年、応募件数が5件程度で推移していた。職員一人ひとりの知恵やアイデアを自治体経営にいかすことができるよう制度を見直し、提案募集を行う。	B
18	研修・人材育成策の充実	・視野を広げて課題やニーズを的確に捉え、高い倫理観と的確な問題解決能力を身に付けた職員の育成 ・多様な研修形態を取り入れ、効率的で効果的な研修受講を促進	・新人人材育成基本方針の見直し及び推進 ・時代に適合した研修の実施	見直し 実施 実施	・人材育成基本方針改定検討委員会(仮称)を設置し、第四次長期総合計画において目指す小平市の将来像「つながり、共に創るまち、こいだいら」や社会情勢の変化等を踏まえ、「目指す職員像」や必要とされる能力、その育成に向けた取組内容等を検討し、令和4年度以降の人材育成の基本的な方針を定める。3月までに「人材育成基本方針」(仮称)策定完了を目指す。 ・研修形態や内容を工夫し、感染症対策を徹底しながら研修を実施する。	・小平市人材育成基本方針検討委員会において、「めざす職員像」や行動指針、職層ごとに必要とされる役割と能力、その育成に向けた取組内容等を検討し、庁内意見募集や意見交換会を経て、令和4年3月に「小平市人材育成基本方針」を策定した。 ・研修内容や感染症の拡大状況に応じて、オンライン研修やeラーニング、集合研修を実施した。	・組織全体で人材育成に取り組むために、「小平市人材育成基本方針」の内容を周知し、職員一人ひとりが人材育成における自身の役割を認識することが重要である。各職層別研修等の機会を捉えて周知に努めるほか、育てる側のスキルアップを図る研修の充実を図る。 ・引き続き多様な形態の研修を取り入れ、受講しやすい環境を整える。	A
19	働き方改革の推進(仕事と家庭の両立)	・職員がやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや介護等の時間を確保でき、女性が活躍できるような環境を整備 ・特定事業主行動計画の目標達成を目指す(時間外勤務の年間平均実施時間を令和7年度までに139時間以下にするなど)	・特定事業主行動計画の推進	実施	・ワーク・ライフ・バランスの必要性について周知のための研修等を実施する。 ・特定事業主行動計画の概要を記載した「HAPPY こいだいらニュースレター」を作成し、庁内に周知を図る。 ・時間外勤務の年間平均実施時間139時間以下(令和7年度まで)を目指す。(令和元年度実績:169時間) ・年次休暇の年間平均取得日数14日以上(令和7年度まで)を目指す。(令和元年度実績:12.7日)	・ワークライフバランスの必要性を周知するための研修等を実施した(ワークライフバランス・タイムマネジメント研修等)。 ・育児休業を取得した男性職員の体験談を特集した「HAPPY こいだいらニュースレター」を作成し、庁内の男性育休に対する機運醸成を図った。 ・庁内の検討委員会である、小平市特定事業主行動計画策定等検討委員会により、「HAPPYこいだいら」の進捗管理及び課題、取組の整理を行うとともに、これらの取組について「小平市男女共同参画推進審議会」に意見を聞いた。	・特定事業主行動計画の目標数値を達成するためには、職員ひとりひとりが「お互いさま」をスローガンとし、相互に協力し合うことが重要である。引き続き、研修等により、働きやすい環境の整備に努める。	A
20	働き方改革の推進・DXの推進(テレワーク体制の整備)	・地方公共団体情報システム機構等が実施する自治体テレワーク推進実証実験事業により課題を整理し、体制の整備等について検討	・実証実験、課題整理、制度整備	実証実験・検証 段階的実施	・「小平市職員のテレワーク実証実験等検討委員会」を設置する。5月から9月にかけて部ごとに4グループに分けて実証実験を行う。実証実験は段階的に行い、当該実証実験等検討委員会にて検証する。各課からの課題等を洗い出し、テレワークの本格実施に向けた調整を行っていく。	・「小平市職員のテレワーク実証実験等検討委員会」を設置し、計5回の検討委員会を開催した。 ・令和3年5月11日から10月26日まで、部毎に期間を定め、テレワーク実証実験を実施した。その際、収集した実証実験報告書及びアンケートの結果において、導入に向けた前向きな意見が多く寄せられたことから、継続可能と判断し、令和4年1月18日以降、部毎に端末を配備し、実証実験を引き続き実施している。	・個人情報、特にマイナンバーを伴う業務に関連する主管課においては、テレワークの活用を困難とする報告が出ている。職員に均等にテレワークを実践させることが課題となっている ・実証実験を引き続き実施し、課題を整理した上で、段階的なテレワーク本格実施に向け、体制の整備や機器等の導入を行う。	A

◇◆検討プログラム◆◇ 具体的な取組への着手に向けて検討を要する8項目のプログラムです。

No.	検討プログラム	主な検討の方向性	令和3年度当初予定	これまでの検討実績	課題と今後の取組
-----	---------	----------	-----------	-----------	----------

方向性1 地域資源によるサービスの実現

21	広報活動ガイドラインの策定	全庁的に情報発信について課題を共有し、広報活動ガイドラインの策定等、広報の仕組みの再構築を検討	・広報活動ガイドラインの策定に向けての準備段階として、9月末までにこれまでの広報媒体の効果を検証し、庁内におけるアンケート調査、意見交換等を3月末までに終え、効果的・効率的な情報発信を検討する。	・広報活動ガイドラインの策定に向けて、他市のガイドラインを参考に、小平市の現状について比較検討を行った。また、小平市政に関する世論調査結果や、市ホームページの分野ごとのアクセス数などから、広報媒体のニーズや効果を検証した。一方、庁内におけるアンケート調査、意見交換までは至らなかった。	・全庁的に情報発信についての課題を共有する目的で、意見聴取等の実施を検討し、令和4年度末までに広報活動ガイドラインの策定に取組み、策定後は庁内への周知を図る。
22	公園整備、管理運営における新たな事業手法の導入	Park-PFI など民間事業者のノウハウや優良な投資を誘導できる、新たな整備・管理運営手法の導入を検討	・鷹の台公園整備については、整備手法の選択肢の一つとして Park-PFI などを含めた民間事業者との連携を想定し、ヒアリングや調査を実施する予定としている。 ・鎌倉公園整備については、管理運営への民間事業者の活用を検討するため、農にふれあうエリアの整備プランを策定する。	・令和3年度は、鷹の台公園のあり方調査・検討の一環として、鷹の台公園をはじめとする市立公園のあり方について、地域住民や市民団体等からヒアリングを実施した。 ・鎌倉公園については、令和3年度に管理運営への民間事業者の活用を検討し、農にふれあうエリアの整備・運営の基本方針について、農にふれあうエリア整備プランとして策定した。	・鷹の台公園については、令和2年度に実施したアンケートや、令和3年度に実施したヒアリングの結果を参考に、整備予定地を活用した社会実験や民間事業者へのサウンディング調査等を実施し、公民連携の可能性や仕組みを調査するなど公園整備の方向性や公園の管理運営のあり方を検討する。 ・鎌倉公園については、本公園の市場性の確認や事業に係る条件設定のため、更なる情報収集を進める必要がある。

No.	検討プログラム	主な検討の方向性	令和3年度当初予定	これまでの検討実績	課題と今後の取組
㉓	市の魅力をいかした財源確保	これまで進めてきた「ふるさと納税」を更に充実させるとともに、クラウドファンディングの可能性についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の返礼品の拡充を検討する。 ・クラウドファンディングによる事業の進め方の検討を行うとともに、他市の事例を収集する。 ・職員向けのクラウドファンディングの周知について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者からの提案に対し、今後返礼品として取り扱えるかの検討を行った。 ・上水南町二丁目寄附物件の公園事業にかかるクラウドファンディングによるふるさと納税を令和3年11月2日から12月28日(57日間)までの第1期と令和4年1月4日から3月31日(87日間)までの第2期にわけて実施した。 ・令和4年度予算編成事務説明会において、クラウドファンディングの積極的な活用を依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の返礼品の拡充を検討する。 ・令和4年度は、「(仮称)生誕150年 平櫛田中展」の開催期間と合わせて、平櫛田中の作品修繕のためのクラウドファンディングによるふるさと納税を実施する。

方向性3 運営・業務執行体制の効率化

㉔	自治体 DX によるスマート自治体への転換	スマート自治体への転換を視野に入れ、デジタル社会にふさわしいサービスの展開や業務効率向上の取組について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治体 DX 推進計画」(令和2年12月総務省)及び市の各施策に基づき、取組事項や実施スケジュールを作成する。 ・国や都の動向、先進自治体の取組事例等の情報提供などにより、職員の啓発及び DX 推進に向けた理解促進を図る。 ・市の組織全体でスマート自治体への転換を目指すための DX 推進体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月に「小平市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進方針」及び「デジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組事項」を策定し、小平市における自治体 DX の推進方針や取組事項・実施スケジュールを示した。 ・自治体 DX に関する庁内研修を開催し、職員の啓発及び DX 推進に向けた理解促進を図った。 ・「小平市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進本部」を設置するとともに、CIOに副市長を充て、DX推進体制を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「小平市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進方針」及び「デジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組事項」に基づき、自治体 DX を推進しスマート自治体への転換を目指す。 ・引き続き、自治体 DX に関する庁内研修を開催し、職員の啓発及び DX 推進に向けた理解促進を図る。
㉕	統計データ活用促進のための基盤整備	統計データを市民及び各課が使いやすい形で提供していくなど、データ活用の基盤整備について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する統計調査結果データの種別や性質などを勘案して整理し、データベース化の優先順位を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関から受領した紙媒体の統計関係資料をリスト化した台帳について、庁内グループウェアを通じて職員に周知した。また、データ活用をテーマとした職員向け研修講演会を開催、意識醸成に向けて取り組んだ。 ・オープンデータについて、活用方法等の情報収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データ利活用の役割が急速に増大している中で、国が定めるオープンデータ基本指針に基づき、利用者のニーズが高いデータのオープン化を今後さらに進めていく必要があることから、国や都の保有するデータと合わせて、市のデータ提供のあり方を検討する。
㉖	自治体間の連携の更なる推進	広域的な行政課題に対応し、市民サービスの維持、向上や事業の効率化を図るため、近隣市等との連携について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩北部都市広域行政圏協議会における広域連携の維持・推進を図る。 ・国分寺市・小平市広域連携推進会議における広域連携の維持・推進を図る。 ・立川市等9市による広域連携推進協議会における新たな広域連携のあり方の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩北部都市広域行政圏協議会については、令和3年度から令和7年度までの新たなプランのもと、幹事会等の場において広域連携に関して協議・調整を行った。 ・国分寺市とは、国分寺市・小平市広域連携推進会議の他、多様な分野で情報交換を行う体制を整えた。 ・広域連携推進協議会を構成する9市それぞれが持つ地域資源を生かし、各市において、連携可能な取組等について調整を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩北部都市広域行政圏協議会の WEB サイトにおいて、協議会の取組を紹介するページがない等の課題があるため、令和4年度に WEB サイトをリニューアルし、広域連携の取組やサービスを分かりやすく伝え、圏域住民の広域連携に対する認識を高める。 ・国分寺市とは、国分寺市・小平市広域連携推進会議の他、多様な分野で情報交換を実施できるよう調整していく。 ・引き続き、広域連携推進協議会の構成市において連携可能な取組について調整を行う。
㉗	事務処理におけるリスクへの対応	安定的、持続的、効率的かつ効果的な行政サービス提供のため、今後のリスク管理とその対応のあり方について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の業務における適正な処理に資する取組事例など、情報収集を行う。 ・内部統制制度について、市の取組としての有用性を研究する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員からリスク発生・ヒヤリハット体験を募集、応募事案を類型化するなど整理を行い、情報共有を図った。 ・内部統制の先行事例などの情報収集を進め、本市における取組方について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の基礎となる、組織風土・雰囲気づくりが肝要である。 ・内部統制制度を導入する場合、リスクの評価や対応策の整備、内部的なモニタリングなど、業務量の増加につながる可能性がある。現行の仕組みを活用しながら、効果的な運用方法を検討する。

方向性4 職員と職場の活性化

㉘	職制の見直し	60歳を超える職員の能力・経験の本格的な活用を見据えた体制や、課長補佐の職務・職責の明確化のなど、職のあり方について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の定年延長の動向を注視し、情報収集に努める。 ・定年延長への対応について課題整理を行うとともに、役職定年制の動きとあわせて課長補佐・係長の職務・職責の明確化について、組織整備と連動した検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法の改正に伴い、令和5年度から段階的に引き上げられることとなった職員の定年に関し、国から提供される情報の収集等を進めた。 ・係長に占める役職定年者の割合増加の見通しなどを踏まえた管理監督職のあり方を研究、見直しの方向性を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正地方公務員法では、定年の引上げに合わせて、管理監督職務上限年齢制が定められ、職層の構成にも大きく影響する。これを契機とし、複雑多様化する行政課題にスピーディーに対応できる業務執行体制を構築するための検討を進める。
---	--------	--	---	--	---